

内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー

「公開プロセス」

議 事 録

地震対策等の推進に必要な経費

○大臣官房長 それでは、時間になりましたので、議題3の「地震対策等の推進に必要な経費」に入らせていただきたいと思います。

御出席いただく有識者の先生方でございますけれども、山谷先生にかわりまして、再度、今井先生に御参加をいただきます。

進め方でございますけれども、まず、所管部局から5分以内で説明をいただいた後、事務局から事業選定の視点及び論点を提示いたします。その後、質疑・議論となりますけれども、50分程度を予定いたしております。

その後、石堂先生を中心にコメントを取りまとめていただくことを予定いたしております。

それでは早速、所管部局から5分以内で説明をお願いいたします。

○説明者 よろしく申し上げます。

「地震対策等の推進に必要な経費」ということですが、内閣府防災担当自体が直接の対策事業をやっているわけではありませんので、最初は全体の枠組みについて説明させていただきたいと思います。

お手元につけておりますパワーポイントを見ていただきたいのですが、一番最初に、「役割」と右方に書いたものですが、大規模地震について説明させていただきますが、各大学とか各省の研究機関が過去の地震の評価だとか、断層だとか、いろいろな観測調査をしております。それをもとにいたしまして、内閣府といたしまして、国として防災対策をどういう形にやっていくかという、大規模な地震に対してシミュレーションや被害の想定等を行います。国、都道府県、市町村、企業、個人が取り組むべき防災対策につきまして、課題の抽出、対策の必要性や方向性の提示というものを全体として取りまとめる仕事をしております。

下のほうにそれぞれ書いてありますが、それを受けまして、それぞれが対策をしていくわけですが、例えば耐震化ですと、国土交通省、文科省、厚生労働省が個別に耐震化を進めていくという流れになります。この上の大きくまとめる仕事、それと下のほうに「内閣府が行う個別対策」と書いてありますが、これは主に地方公共団体が実施する、例えば避難にかかわる仕事とかいうもので、ガイドランとか基準のようなものが必要な場合は、これは個別の対策に対して内閣府としてまとめております。あと、そのほか各省庁にまたがるような個別の対策についても、内閣府が音頭をとって、関係省庁を集めて検討するというような仕事をしております。

次の紙をごらんいただきたいのですが、タイトルに「大規模地震対策の検討及び推進」と書いてございますが、具体的にどういう形で仕事を進めているかという、内閣府における作業、ここが経費としての調査にかかわる部分でございます。地震の特定とシミュレーション、これを進めていくに当たって、右側に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」。これは学識経験者、地震学者が主となりますけれども、集まっただいて、このシミュレーションの設定について御意見をいただきながらモデルをつくっていく。

また左にいきまして、③④⑤になりますけれども、人的・物的被害あるいは経済被害の想定を行います。それにつきましても、右側に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」と書いてございますが、これは中央防災会議の下部組織になります。有識者の方々から意見をいただきながら、この被害想定作業を進めて、最終的には⑤地震・津波対策の取りまとめを行う。右側に「大規模地震防災・減災対策大綱」と書いてございすけれども、首都直下と南海トラフをあわせまして、全体の地震防災対策をまとめたものが右側の大綱に当たります。あと、個別でガイドライン、マニュアルとかありますが、それを受けまして、⑦関係省庁、地方自治体、民間事業者等が対策を推進して、初めて最終的に発災時における被害の軽減という流れになります。

もう一枚めくっていただきまして、3枚目をごらんください。過去10年ほどの流れをちょっと記しておきましたけれども、左側に東海、東南海と5つの区分の地震を掲げております。わかりやすい説明として、東南海・南海のところを見ていただきますと、ワンパッケージがわかるのですけれども、モデルの設定と被害想定で大体2～3年かかります。それを受けまして、大綱の策定。青いものが「基本計画」と書いてありますが、地震ごとに特別措置法というものが制定されている場合は、基本計画を定めることになります。「地震防災戦略」と書いてありますが、これは目標の数値等を掲げるというような作業をしております。

それを受けまして「応急対策活動要領」、右側の赤色っぽい色のものが「具体計画」と書いてありますが、これは自衛隊、警察、消防隊がどこにどういう部隊をどれだけ派遣したらいいのかというような計画の流れになります。このワンパッケージ全体をやるのに大体5～6年かかりますので、1～2年ずらしながら、1つのパッケージが終わってから次に行くのではなかなか進んでいけないということで、1～2年ずらしながらこの5つの地震に対してやってきたという経緯がございます。

それで、フォローアップの作業をしなければいけないという段階に21年度、22年度はあったところで、東日本大震災を受けまして、それで中央防災会議の専門調査会のほうから、最大クラスの地震・津波というものを考えて、もう一度、全体の防災対策の考え方を見直せという御指示がありましたので、22年、24年、25年にかけて、南海トラフと首都直下について、この一連の作業を急ピッチに見直しをしてきたというのが、この3年の作業になります。25年のお尻のところに「大規模地震防災・減災対策大綱」、それとその右側に「基本計画」というものを定めたというのが今の状況でありまして、25年度から残る日本海溝・千島海溝と中部・近畿について資料収集等をして、これから26年、場合によっては27年までかかるかもしれませんが、最終的な対策の取りまとめのほうまでやっていきたいというのが、今、置かれた状況でございます。

調書のほうを見ていただきますと、今、言ったようなことを非常に限られたスペースの中に書いてありますけれども、「成果目標及び成果実績」の右側の年度のところが空欄になっております。今、内閣府のやっている仕事を御説明したのですけれども、実態的には

それが各省庁、自治体に反映されて、一人一人がどういう対応をなされるかも含めまして、最終的には成果になるものですから、書きようがないという議論をしていたのですけれども、別添資料として、事例としてここに掲げておりますけれども、これは南海トラフの事例ですけれども、先般の基本計画で取りまとめたときに、大きな目標としては死者を33万人強のものからおおむね10年間で8割減少させたい、建物の倒壊等につきましては、250万棟をおおむね5割減少させたいという目標を掲げております。それを具体化するために、各省庁でいろいろな施策に対してどういう目標設定をするか。これは相当やりとりした結果、この数字を掲げております。済みません。資料の中には現況がどのくらいまで行っているかと書いてありませんけれども、これはそれぞれトータルとしては10年後どのくらいまで持っていきたいかというものを置いていますけれども、それぞれの省庁で、それぞれの分野で、それぞれの計画を持っていて、その例えば32年度だとか、35年度だとか、そういうずれはありますけれども、こういう目標設定を掲げて、今、対策をこれから講じていくということになっております。一応わかりやすくするために、アウトカムとしてこういうものをつけさせていただきました。

以上でございます。

○大臣官房長 ありがとうございます。

それでは、本事業を取り上げた視点と、議論すべき論点について、会計課長から御説明いたします。

○会計課長 説明させていただきます。

選定の視点でございますが、本事業は、東日本大震災以後、特に政策の優先度が高い事業であること、それから事業の成果が効果的に活用されているのか、今後どのように政策に生かしていくのかという視点から、本年4月18日に開催いたしました外部有識者会合における議論を踏まえて、公開プロセス対象事業として選定しております。

議論すべき論点は、3点ほどあると考えております。

1つには、関係省庁、地方公共団体との役割分担は明確か。一方で、具体計画の策定に当たって、内閣府がリーダーシップを発揮するなど関係省庁、地方公共団体との十分な連携を図られているか。

2つ目は、さまざまな調査が行われているところですが、地震対策等の推進のために必要な施策の中で明確に位置づけられ、それが効果的に活用されているか。本来、相互に関係しない各種防災対策が「1つの事業」として整理されている形になっておりますが、このような事業の立て方とした理由は何か。また、調査結果の国民への効果的な情報発信・共有は十分になされているか。

3つ目が、関係省庁、地方公共団体の具体計画等の進捗のフォローアップなどは十分に行われているか。また、そのことを意識した成果目標を設定されているか。

以上3点が論点になろうかと考えております。

○大臣官房長 それでは、質疑・議論に入らせていただきたいと思います。時間は、16時

40分までの40分間をめどとさせていただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

では、伊永先生よろしくお願いいたします。

○伊永先生 毎度毎度済みません。初歩的な質問をさせていただきますが、事業概要によると、地震だけではなくて、火山だとか、津波だとか、水害とか、そういう問題も受け持っておられると認識できるのですが、その点の取り組みはいかがなのでしょうか。地震は、これらの中で一番メジャーなものであることは疑いようがありませんけれども、ほかのものは放置してよいということでもないし、あるいは中途半端にもしなっているとすれば困ったなということですので、ちょっとその状況を教えてください。

○説明者 御指摘のとおり、この予算区分の中で大規模水害対策と火山噴火対策も検討しております。

大規模水害につきましては、小さな水害はとにかく各自治体、あるいは地方に任せおけばいいという考え方を持っておりまして、国にとって大規模水害が起きたときに困るような、例えば今、荒川と利根川をメインに考えまして、似たような流れで被害想定をし、その後、どういう現象が起きるのかというものを見て、実は、一昨年、水害対策大綱というものを策定いたしました。だから、流れとしては同じ流れでやっております。

火山対策も並行してやっておりますが、火山の場合は、今、全国に活火山が110ございませす。ただ、気象庁さんとの予算の関係もありまして、常時観測されているものが47です。ただ、大規模という意味では、ちょっと色合いが違いまして、火山の場合は数百年とか、数千年オーダーの感覚でしか噴火しませんので、自治体に全て勉強して対応をとれというのは難しかろうということで、もし噴火したらこうなる、だからこう動くというようなマニュアルとか、ガイドラインとか、手引きというものをこれまでつくってきておりまして、今、やっておりますのは、もし噴火したときに国がどうやって出動して行って、何の部分をどういうふうに助けるから自治体はこういう動きでやってほしいというような枠組みの検討を今している段階です。

○伊永先生 私が心配しているのは、地震にしる、火山にしる、大規模な水害にしる、国民はそれほど自分のこととして受けとめていないというのが、国民の特性と言ったらおかしいかもわかりませんが、「自分は大丈夫だろう」というふうに、あらゆる災害を受けとめる場合が多い。そういう全体的な危機管理の問題をどういうふうに国民と対話しているのか。昨年、南海トラフの問題を取り上げられて、マスメディアも非常に積極的に取り入れてやっておりましたけれども、では、それを実際、その地域の住民が自分のこととしてどう捉えているのか。これは行政がやってくれるのではないかというケースが非常に多いように私は見ておるのですが、それを国民の危機管理意識を変えていくようなところまで恐らく内閣府がやっていかないといかぬのではないかと感じておりまして、そういう行動につなげていく部分を、地震だけではなくて水害も含めて、どういうふうに、多分双方向で内閣府から地方自治体におろしていく。さらにそれが住民に伝わる。そして、そこから

また問題提起があって、フィードバックがかかって、それに内閣府が対応していくというのが理想形だと思うのですが、そういうのを目指しておられるのか。どういうふうに国民との対話の部分を構築しようとしているのか、全体的に教えていただければと思います。

○説明者 内閣府が直接広い方々の、国民との対話をするのは現実的には難しいと思います。それと、実際の事象というのは地域地域で異なりますので、この2年間お示したような形で、南海トラフの巨大地震が発生した場合にはこういうことになりますよというのをわかりやすくお示しすることに心がけてきたつもりです。逆に、今までだったら逡巡するようなものもやはり起こり得るのだということで提示させていただいたということでは、この10年間でやってきたのは、何か出来レースと言ったら言葉は悪いですが、人ごとのところがあったのですけれども、今回の東日本を受けて、まだ国民の皆さんに津波の映像が焼きついているという部分があるので、急いで、ではほかの地域はどうかということで作業したところです。

お答えになっておりませんが、やはり最終的には自治体に一生懸命、特に市町村に頑張ってもらわないといけないと思っています。ですから、例えばの例でいきますと、避難勧告ガイドラインというものを策定いたしましたけれども、それ地域地域で、地域の方々と議論しながらそういうものをつくっていってもらわなければいけないので、私どもはそういう手引きだとか、よそにはこういう情報がありますというのを提示して、それをなるべく情報量を多くしてわかりやすくして、都道府県なり、市町村なりの防災部局が動けるようにするというので、実態的な具体的な対話はやはり現場でやってもらう。当然フィードバックして、今のガイドラインはとてこのところが使えませんよという事柄については、当然吸い上げて、ガイドラインの改定というものもやっていかなければいけないと思っております。

○伊永先生 それほど頻繁に大地震が来ては困るわけですが、大規模な水害とか、ことしは雪害も非常にひどかったわけです。地球温暖化の問題とリンクしていますから、今後ともそういうものは避けられないということであれば、もっともっと想定されるところの地域の住民は危機意識を持ってほしいのですが、案外そうでもないのだなというようなことを私は感じるのですが、そのあたりはどういう認識で、どう対応していけばいいとお考えでしょうか。

○説明者 この辺が、俗に言う防災教育ということになっていくのですが、ただ漫然と教育してもだめだろうなと思っております。繰り返しになりますけれども、やはり一番現場にいる自治体の方々がここはこうなるのですよということを、一つ一つ丁寧に説明していくことに尽きるかなと思っております。例えば、水害でいきますと、そこに住んでいる方が利根川の氾濫域に住んでいるのかどうか。土砂災害の可能性はあるのかどうか。高潮により浸水する可能性があるのかどうか。一人一人の人が、自分の御自宅が、どういうところに住んでいるのか。それが今は、各省庁からハザードマップは出ているのですけれども、1回ハザードマップを配ったらおしまいというところがあるので、今、これを

ちょっと引き締めるという言葉は適切でないかもしれませんが、ハザードマップをつくるのは、一人一人にそれを理解していただいて、どういう状況になったらどう逃げるといふところにつなげてもらわないと意味がないのですよというのを、まさしく去年、ことしから始めているところですので、そういうような活動を、実は内閣府は出先を持っていないものですから、その辺のところは総務省さん、あるいは国土交通省さんは、総務省さんは地方自治体との関係、国土交通省さんは出先の事務所を持っておりますので、その辺の関係を強化して、うちからお願いして、具体的に住民との対話だとか、どう動いたらいいかというものを地域地域で、そういう方々の力を借りてお願いしたいと思っています。

○大臣官房長 では、石堂先生お願いします。

○石堂先生 大地震対策が全面に出ているのですけれども、そのほかにも幾つかの防災対策が入っていますよというお話で、たしか相模トラフの津波対策とか、火山対策とか、大規模な水害とか、孤立集落の対策とか、幾つかのものが入っていたと思うのですけれども、このいただいた資料の大地震と同じように、今、私が申し上げたようなそれぞれこの中に含まれている各事業は一定の、例えば、3年であるいは5年でこういうところまでやるのだというそれぞれの全体計画を持って進められているという理解でよろしいのですか。

○説明者 申しわけありませんが、全体計画というところまでは持っておりません。大規模水害については、今、大綱まで来たところ。ところが、具体計画というのは持っていないので、取りあえずは目の前にあるのは、利根川の氾濫域の人、荒川の氾濫域の人がいつの時点でどうなったらどういう行動をとるのかという計画づくりをしているという段階で、構想としては、その次は今度やられたときに、誰がどういうときに水をはくのかというところまで考えなければいけないという構想というか、手順というか、やらなければいけないことは考えてはおりますけれども、それを一つの計画として、例えば平成20何年度までにこれをやらなければいけないなというところまでの明確な計画として持っているわけではありません。

○石堂先生 そうすると、この大規模地震も、最後に26年度以降という表示になっていますから、もしかしたら多少似たところがあるのかもしれませんが、この大規模地震対策はやはり別格だというか、大きいから大体このくらいまでにはこうでなければならぬだろうということが明確にあるけれども、今、おっしゃった、例えば水害対策は、そのうちだんだん熟してくるだろうという感じになるという理解ですか。

○説明者 あと、大規模地震については、この後残っている日本海溝・千島海溝と中部・近畿が終わりますと、一通りの検討が終わると思っていますので、ステージが変わってくると思います。前回も、平成21、22年にフォローアップの作業を始めていたのですけれども、では、それが大綱に書かれているとおり、基本計画に書かれているとおり、どれだけ進めていくのか、あるいはどこが弱いのかということについて、どれだけ内閣府が関与していくのかという形に、恐らく27、28年度あたりからは仕事の仕方がこの大規模地震においても変わってくるのではないかなとは想定しております。

○石堂先生 今の最初の質問は、実は、この事業の件名の立て方と関連している部分がございます、たしか今の水害と、例えば火山対策というのは、別に相互に関連し合うものではない、そういうものを全部くくって一つの事業にしているということなのですからけれども、それはなぜそうしているのですかという中で、私が一つなり勝手に考えたのは、予算の流用がきくのかなと。例えば水害対策についての作業がなかなか進まないときに、それを火山対策のほうに回して進めるという、そういう融通がきくという意味でくくっているのかなと疑ったのですけれども、その辺はどうなのですか。

○説明者 予算区分はこれで一つのくりになっておりますけれども、財務省さんと一つ一つ予算組みをするときにはミシン目を入れて、それで予算要求をして、了承を得て、管理をしてやっておりますので、流用が全くできないというわけではないですけれども、例えば4,000万円を要求をしていて、実際に4,000万円を予算づけしていただいて、それで実際は入札の発注の仕上がりベースで変わったりしたときにはたまってくるようなところがあるのは、では別のところでも使えないかというオーダーでのやりとりはございますが、基本的には一つ一つの仕事をことしどこまでやるかという形で区分して管理しております。

○石堂先生 そうすると、私が邪推したような、そういうメリットがあっただけというわけではないということになるわけですね。

○説明者 はい。

○石堂先生 そうすると、私、この項目を見たときに、例えば地すべり対策が入っていないとか、自分で思ったのですけれども、そういうものが出てくれば、要するに、防災対策というくりの中で、この中身はその年度によって入れかわりながら、件名としては「大規模地震対策等」という中でやっていくやり方だということですか。

○説明者 実は、数年前まで大規模水害対策は入っておりませんでした。そういうことで、ちょっと数年前としか言えませんが。ただ、内閣府としてどこまでやらなければいけないのかという仕切りが明確にあるわけではありませんけれども、例えば今、お話のありました土砂災害対策ですと、まさしく地先の話であり、それは国土交通省さんと林野庁さんが主となってガイドラインなりをつくり、手引きなどをつくり、基準なりをつくれればある程度対応ができるのではないかという意味では、内閣府が出て行って各省庁取りまとめ何かをしなければというマターとはちょっと違うのではないかなと。ただ、とんでもなく大規模な土砂災害が起きたときに、本当に国全体として考えなくていいのかという議論が巻き起これば、その時点でやはりやらなければいけないという判断はあるかと思えます。

○石堂先生 こういう公開プロセスとかに関係していますと、要するに、国がある何々に関する事業という名前を付して立てるときに、何かルールがあるのかなというのは、私は非常に気にしてまして、例えば、今回のこの防災推進の中でも、孤立集落対策という件名と、5カ年計画でできたものに対する補填とかいうのは相当距離がある話だと思うのです。それで、予算措置はそれぞれにミシン目が入っていて横に行かないから大丈夫です

よと言われても、国民の目で見たとときに、何々に関する事業といったときにどういうものは入っている可能性があるけれども、どういうもの以外は入らないのだということは、はっきり言って全然わからないのです。これは、先ほども言いました「防災」という2文字からいけば、全部入っていて何ら不思議ではないのですけれども、これには防災関連ではあるけれども、常識的にこれには入らないのですよというのは、どこかに区分線があるのか。比較的ゴムひものように伸び縮みするものなのか、どうもよくわからない。何かやはりルールはあるのですか。

○説明者 明確なものはないです。説明が難しいのは、内閣府で上流からの大きい枠組みの話と、あとは説明が難しいのは個別の、例えば今、孤立集落対策は対策と言っても、それはそれこそ出先でやる話なのですけれども、実は、全国でどれだけの、何か災害を受けたときに、孤立集落が発生する可能性があるのかというのを全市町村に調査依頼を出しまして、それをお願いをして、それはこういう設定条件を置いたときにここは孤立してしまうという設定条件を置いて、それを集計して、それが後々大規模地震でこういう進路分布になったときに、この区域ではこれだけの孤立集落が発生する可能性がありますよということで、説明としては各省庁の単独の仕事ではなくて、防災対策全体として生きるような調査を内閣府がしている。これは、大きくりの地震対策の話とは別に、ベース黒の中でどこの省庁も本当はあればいいのだけれども、なかなか単独ではできないというものの単独のものと、各省庁にまたがるものを個別の調査として、している。ですから、明確にどういうものをやらなければいけないというものがあるのかと言われると、はっきり言ってないというお答えになってしまいます。

○大臣官房長 では、今井先生お願いします。

○今井先生 こちらのこの事業というのが、今、御説明ありましたように、国全体を統括するという観点で幅広に見ておられるというのはよくわかりました。

ちょっと伺いたいことは、例えばこのレビューシートを見ましても、重複排除というところには特別の記載がありませんが、根拠法令を見るとたくさんあります。そうしますと、きょうパワーポイントをつけられたところを見ましても、あるいはお話でありましても、消防庁も出れば、国交省も出れば、いろいろな役所との関係性が必ず出てくると思うわけですけれども、この事業では、大綱、ガイドラインを示しておられるということなので、恐らくは、この事業が効果的にできているかどうかというのは、そのガイドラインが国の他の省庁に対してどの程度有効に働いているのか、ということから効果測定するのではないかと思うのですけれども、恐らくそれがバインディングなガイドラインではないはずなので、いろいろと助言をするということではないかと思いますが、実際に、どの程度やっておられて、科学的な調査もなされた上で、関係省庁にガイドラインを出し、アドバイスをされていると思うのですが、国全体としてのこの項目についての進捗状況の感触というのでしょうか、その辺はいかがでしょうか。他の省庁も恐らくやられている。文科省は文科省で持っているし、いろいろな役所もデータを持って、類似の事業が実はあると思うの

ですけれども、その中においてこの事業の存在意義というのでしょうか、そのあたりをもう一度御説明いただければと思います。

○説明者 まず、ガイドラインと私言ってしまいましたけれども、ちょっと誤解を招いたかもしれませんけれども、各省庁は大綱と基本計画に基づいて、各省庁の防災業務計画というものをつくりますので、それに反映して、個別のテーマについては、防災業務計画の中で、例えば火災対策の何々について検討するとかという流れになります。ガイドラインと申しましたのは、主に地方公共団体の方々が実際に動くためのガイドラインというものをつくっておりますので、それは、地方公共団体がそれを活用してどう動いてもらえるかということになります。

重複についてですけれども、割と中央防災会議というのは大きな組織で、上からやっているものがあって、まず大綱を出して、防災基本計画を出すという手順を踏みますので、逆に、それを見ながら各省庁がそれを細分化して具体化していくという流れを持っていると思いますので、基本的に大きなダブリは、ダブリという意味では、項目としてはダブるかもしれませんけれども、それを細分化して具体化をしていくという作業を各省庁がやっていると思っています。ただ、都道府県あるいは市町村、例えば「津波避難計画を策定してください」といった場合に、微妙にダブってくる可能性があることは否めない部分があります。というのは、内閣府のほうで津波の計算の仕方とかを出して、逃げるときにはこういう形で逃げましょうねという中で、具体的には、今度、各都道府県で個別のまたいろいろな計画を立てるというときに、国土交通省さんがいろいろな、例えば堤防の設計の手引きだとか、浸水区域策定の手引きだとかいうものを出しております、その後、総務省の消防庁さんが、津波避難計画策定のためのガイドラインみたいなものを出されているので、多少ダブっている部分はありますけれども、手順を踏んで順番にやっている部分があるので、お互いを補完しながらというか、ちゃんとそういうものを前提に置いて仕事を進めさせていただいていると解釈はしております。

○今井先生 ありがとうございます。制度的にそうなっているのですか。例えば、今のこちらの事業に基づいて、大綱なり、方策を出したと。そうしたときに、消防庁なり、あるいは地方自治体の方が、大体それをきちんと受けとめて具体化をされているということであればとても意味のある事業だと思うのですけれども、逆に、実際に展開する際には、現場の方がかなり判断をされて施策をされているということであれば、むしろそれはこちらにもうちょっと権限を持ってくるという発想もあるかもしれないし、地元の現場の方に委ねてしまうという切り分け方もあるのではないかなと思っています。同じ質問をしているわけですが、何かお困りになったとか、そういうことはないのでしょうか。こちらが青写真を書いてみたけれども、というふうな御経験ですね。

○説明者 困るといって、実際の現場での俗に事業をやるときにお金がかかる。そのときに、お金自体は厚生労働省さんからの交付金だったり、国土交通省さんからの交付金だったりするところがあるものですから、最終的な個別事業のどこまでやっていいかという判

断はそれぞれの省庁の基準なり、何かのもとになるというところがあって、大きくこういうことを進めるべきだといっても、やはりお金の縛りがあるとなかなか進まないという事柄が出てきて、あるいは直接御意見をいただくとこれをこうしてほしいのだけれどもというのは聞くのですけれども、それは国土交通省さんをお願いしないとその鍵があげられないとか、そういう問題は、細かいところではいろいろ出てくるところは数多くございます。そういうところが、全体の計画を立てて進めていきましょうよということと、個別の事業化をするときに、事業官庁が別にあるという関係性において一番いい形は何かというところが、実は、いろいろ調整をしながらやっておりますけれども、やはり時間がかかるという部分と、最終的に本当にこういう形の、こちらの資源配分をこちらの資源配分にしたほうがいいのではないかとという大きな方向性があったとしても、それをドラスチックになかなかかじを切れないという部分は個別のものによってはあるかと思えます。

○大臣官房長 上山先生、お願いします。

○上山先生 先ほど、日本海溝・千島と、中部圏・近畿圏直下地震の基本計画が終わったら一わたり終了して新しいフェーズに入りますと。新しいフェーズに入ったら、この事業はどういった形になってくるのですか。

○説明者 今、一連でやってきたプロジェクトと言いますか、事業は終わりになるのではないかなと思っています。

○上山先生 そうすると、この事業も終了するというのでいいのですか。

○説明者 事業の捉え方をどう見るかの問題かなと思っています。フォローアップをしていて、それで改善をしていくという仕事が出てくると思いますので、それを一つの事業としてやるのか、次のフェーズの仕事としてやるのか、区分の考え方の問題なのかなと思います。

○上山先生 フォローアップというのをもう少しみ砕いて具体的に教えていただきたいのですけれども。

○説明者 この別紙でつけておりますのが、例えば1枚目は耐震化のところそれぞれ何%何%となっています。2枚目のところにもいろいろな施策に対して、平成何年までに何%というものが書いてあります。実は、ここの数値化されているものにつきましては、逆に各省庁が明確に意思表示を出しているものがあるのですけれども、実は、大綱の中にはあるいは基本計画の中には、何々について努力するとか、できる限り何々を促進するとかというものがまだまだいっぱい残っておりますので、あと技術開発をしないとなかなか前に進展しないというものがありますので、そういうものについてどうやってほかの省庁が動く動かないものを含めて、どこまで進んでいっているのかというものを評価しなければいけないと思っています。

一番わかりにくいのが、例えば防災教育の推進みたいなものが数量化できないという形がありますので、それについてどうやって防災教育を進めていったらいいのかというのを例えば関係省庁とやるわけですけれども、それらについていかに具体的に進めるか。それ

を評価していくのかという仕事が恐らく必要になってくるのではないかなと思っています。
○上山先生 ざっくりと、というか、大まかな概要しか書いていないところを具体化して進めていくというのと、あと、今の防災教育みたいなお話があるのだらうと思うのですけれども、そこら辺のところは具体的にどう進めていくというのは、今の段階ではわからないわけですね。そういうことをやらなければいけないだらうなという認識で。

○説明者 はい。

○上山先生 そうすると、でも事業規模としては現在に比べると大分小さくなっていくということでしょうか。

○説明者 予算という意味では少なくても実施できるのではないかなと思っています。

○上山先生 実際に具体的な数字を挙げて、各関係省庁に実施してもらおうという仕組みというのはあるのですか。せつかくこういった大綱なり、基本計画なりをつくって、今、フォローアップするというお言葉もいただいて、では、それを具体的にどうやって、やっていくのだ、どうやって実効性を上げていくのだというところが、結局、防災につながってくるのだと思うのですけれども、その具体的な仕組みというのは現状どうなっていて、今後どのようにされていく予定なのか教えていただければと思うのですけれども。

○説明者 一番大きな仕組みとしては、中央防災会議というものがございまして。その事務局を内閣府防災がしておりますが、そのメンバーは全省庁になりますので、当然、中央防災会議で決定したことについては、関係する省庁はそれに基づいてやらなければいけないという仕組みになっております。ただ、それはどこまでそれが実効性を持たせるかという意味では、大臣レベルの中央防災会議の下に主事会議とか、いろいろなレベルの会議がございまして。具体化するにはやはり各課レベルの仕事が必要だと思いますので、まだ明確に決めているわけではありませんけれども、中央防災会議の枠組みの中で、それで、内閣府が事務局となって関係省庁に対して具体的にこれについてはどこまでどうしている、どういう問題点をどう解決しようとしているのかというような、ワーキンググループになるのか、専門調査会になるのかわかりませんが、そういう中央防災会議の枠組みを使った仕組みで、各省庁に対して、そういう推進の形の枠組みができないかなと考えておりますけれども。

○上山先生 その枠組みというのは、現状ではどの程度具体化しているのですか。今、御担当のアイデアとしてそういうものがあるというのはよくわかったのですけれども。会議があるのはわかっていますよ。会議の中で具体的に数字を決めて、それで実行につなげていくという、そういった具体的な仕組みというのがどの程度現状で具体的な案としてあって、それがどの程度の進み方をしているか。現状の時点では、まだアイデアだけだということであれば、それをどのくらいの時間的な目標で具体化するように考えていらっしゃるか。その辺のところを教えていただければと思っています。

○説明者 現状は、個別の事業については、前の計画に基づいたそれぞれの事業の計画で各省庁が動いている、そういうところがございまして。枠組みについては、できれば26年度

準とかガイドラインとかそういうものを示すのが役割であって、それと直接に、だからどこで何をどうすべきだということがストレートにきつと出てくるわけではないから、その検討は各省庁に任せざるを得ないのだと、どっちなのですか。

○説明者 予算の立て方の仕組みが各省庁になっておりますので、それはやはりおくらしているところについては、うちのほうから頑張っこの対策を進めてくれということをお願いするという形に、そこはお願いしないのか、指示なのかという微妙なところですけども、少なくとも中央防災会議では頑張ると言っているのだからやりなさいというようなやりとりになるのかなと思っています。それをこの省庁の分を削って、その分をこちらにつけるという仕組みにはなっていないということでありませけれども、少なくとも同じ省庁のいろいろなプロジェクトであれば、その件は意見するということは当然あり得べしだと思います。

○石堂先生 今、おっしゃったように、それを内閣府がお願いして相手が拒否すれば仕方がないのだというのが正しいのかどうかということなのですけども。

○説明者 基本的に拒否されるような状況ではないとは思っていますけれども、へこんでいるところをいかに引き上げるかと思っています。もし、拒否するような場面になれば、当然、上の段の中央防災対策会議の名のもとにこれはおかしいのではないかという議論をしてもらうことになるのではないかなと思います。

○石堂先生 そうしたら、我々が余り心配する必要もないのですね。要するに、内閣府さんがせっかく立派なプランを出したのに、各省庁が予算がないとかぐずぐず言ってやってくれないというわけではないと。

○今井先生 ですから、そういう事例がなかったですかというのを伺ったのです。

○石堂先生 先ほどの今井先生とのやりとりでは、なかなか省庁のほうの予算の関係でうまくいかないということもあるというトーンかなと思ったので、私は。

○説明者 中には進んでいない事業は当然ございます。それは、うちとしては頑張っつけてくれと今、言っている段階です。それはございます。

○大臣官房長 石田先生、お願いします。

○石田先生 結局同じようなことなのですが、内閣府さんは、その防災対策の現状の見える化と目標設定ですよね。それを各府省に渡したときに、今回の別紙のアウトカムなのですが、35年度までに死者数を8割減少、全壊棟数を5割減少というのは、ここに記載されている具体の施策で実現可能なのですか。先ほど、何か数値化していないものもかなりありますというお話だったのでですけども、どうなのですか。こういうことをやってねと言っても、それは各府省が数値化をちょっとできないからというので載っていないものがいっぱいあるということなのですか。

○説明者 象徴的に上の2つが書いてありますけれども、津波による死者数と家屋数については、耐震化と津波対策で決まってくる場所がありますので、ここに掲げられているものが予定どおりいけば、この上の数字になるという形になります。ただ問題は、津波に

よる死者というのはいかに1分でも早く逃げるかというところがきいてくるものですから、ここの下に書かれている事業とリンクしないところが出てきます。それは何百万人という関係する方々が、今の調査だと平均的には20分たって逃げるだとか、5分で逃げる人が何%いるのか。それをほとんどの人が発災直後に逃げるという行動をとるところまで持っていかなければいけないので、この8割という想定は、先ほどの防災教育がしっかりできて、その地域地域の方々がかたにかく発災直後にもう逃げるのだということが、極端な話100%いかないと、この8割減というところまではいかないというところがありますので、この想定はたしか100にしていたと思いますけれども、津波の影響を受ける範囲の方々が発災後とかく即動き出すというところまで持って行くという目標になっております。お答えになっていない部分とありますけれども、この中の幾つかのファクターを入れて、それが達成されるとこの8割減まで持っていけるということになります。

○石田先生 そうすると、内閣府さんがつくられたこの基本計画に基づいて各府省は数値化の目標についてはきちんと皆さん出してくださっているという理解でいいのですか。

○説明者 そうです。

○大臣官房長 南島先生、お願いします。

○説明者 済みません。「きちんと」というと、ちょっと全部出ているわけではなくて、中には努力するという、そこはもう攻防戦で、個別個別でいくと数値化されていないものが幾つかあります。それについては、なかなか数値化が難しいものもあるのですけれども、最終的に数値化できなかったものも中にはあります。

○石田先生 そうすると、皆さんの考えとしては、こちらで計画を頑張ってつくったのだけれども、それについての各府省の対応は9割方はちゃんと数値目標をもってやってくださっているという感じでいいのですか。そうでもないのですか。

○説明者 8～9割ぐらいです。というのは、最後まで、今、施策として何ら事業がない、けれどもこれはやるべきだ、みたいなものがあったりすると、今、各省庁でその事業をまだ持っていない。なぜ今の時点で約束ができるのかという瑣末な議論をするわけです。

○石田先生 でも、事業を持っていなくてもやらなければいけないなら書く必要があるのではないですか。書かないと、それこそやらないのではないですか。

○説明者 という主張をしていて、その調整の結果、数値化できるものはこうやってしているというところですか。そういうことで、先ほど「9割以上ですか」と言ったら、それが8～9割ぐらいで、あとの数割はなかなかやりましょうというところまで行っていないものも含まれていると。

○石田先生 それは、今度各自治体にもそういうものは行かれているということですか。各府省から今度各自治体に行って、自治体の進捗状況についてまでは内閣府にもデータは上がって来られるのですか。

○説明者 ものによって、市町村単位でデータが上がるものと、県単位でしかデータが上がらないものとか、ものによっていろいろですので、そこが最終的なフォローアップをし

ていくときに全体としてどう取りまとめるかが難しいところがある。あと、ものによって5年おきにしか調査ができなかったりするようなものもあります。

○石田先生 自治体に皆さん住んでいる、私も住んでいるわけですがけれども、そうすると、自分の住んでいる自治体が遅れているのか進んでいるのかというのはよくわかりません。私達が知りたいのはそこなのです。各自治体へ国からこういうふうに変化・目標値は来るのだけれども、自分の住んでいるところはどうか、全国的に見てどうかというのは、やはり内閣府さんが示してくれれば、各市民が各自治体につけるのではないですか。「うちは遅れているからもっとやってよ」と。そういうデータを逆に出していただくとありがたいかなと思うのですが、そういうのはいかがですか。

○説明者 わかりました。そちらの方向でやっていきたいと思えます。

○大臣官房長 それでは、ちょっと時間でありますので、取りまとめに入らせていただきながら、南島先生、御質問等々あればお願いいたします。

○南島先生 御説明ありがとうございました。

コメントでございますけれども、論点として、お話を伺っていて、一つ今後の課題とおっしゃっていただきましたけれども、自治体の地域防災計画ですとか、BCP、この水準をどうやって上げていくのかというあたりが非常に重要なかなと思っているわけです。計画ということですので、これは要するに、いざイベントが発生した場合には、できるだけ効果的に作動するような、そのための計画ですので、そこをきちっと水準を上げていくということが重要なかなと思いつつ伺っていたわけですがけれども、今後の課題ということでしたので、そこをぜひよろしくお願ひしたいと思いつつ伺っておりました。

全体のマネジメントサイクルについてちょっと御質問だけさせていただければと思うのですが、行政事業レビューですので、PDCAサイクルというのがやはり一つの大きな冠としてありますので、お話の中でどこが「P」で、どこが「D」というところがちょっとぴんと来なかったのですけれども、こういう理解でいいですかということでお伺ひしたいと思えます。

課題設定・企画立案・実施・評価と4段階あったとしますと、課題設定は社会的な脆弱性の把握ということで、これは調査研究をされているというお話かと思うのです。企画立案ということだと、ガイドライン、基準等の策定というお話だったかと思うのです。実施という部分につきましては、各官庁あるいは地域防災計画の策定、見直しに関しての若干の助言ということかなと思いつつ伺っておりました。そうすると、評価ですね。ここは何なのかということところがクエスチョンがついておまして、フォローアップなのか、フィードバックなのか、ここが課題なのかと思いつつ伺っていたのですけれども。マネジメントサイクルということで言いますと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○説明者 評価のところフォローアップして、そこが次の何を改善しなければいけないかのところが、まだ、こうやりますという形ででき上がっていないという形が、今の現状だと思っています。

○南島先生 そうすると、少し大きめのやはりマネジメントサイクルが防災担当としては回っておられて、そこは完結していない、こういう理解の仕方でもよろしいですか。

○説明者 あくまで実施するのは自分たちではなくて、事業者なり、個人なり、自治体です。それを評価して、もう一回戻って、では、国としてそれをどう変えるかというところがまだつながっていない部分があると思っています。

○南島先生 ありがとうございます。

○伊永先生 ちょっとだけいいですか。

○大臣官房長 では、伊永先生お願いします。

○伊永先生 短くします。

国として、自発的に地震を含めた対策を積極的に出している点は評価しておりますが、もう一つ少し力を入れていただきたいのは、やはり地方自治体経由で最終的に国民においていくわけですが、そこから自治体経由でまたフィードバックが上がってくるのを、少しPDCAサイクルのエネルギーにしていきたい。自発性だけで終わっていると、空回りと言うと失礼ですが、国主導で後の地方自治体あるいは国民がついていけないという部分が出てきますので、その回し方はぜひ注意していただきたいと思います。

以上です。

○大臣官房長 ありがとうございます。

ほかに。

それでは最後に、上山先生お願いいたします。

○上山先生 済みません。公開プロセスの論点で挙がっていないので、お願いというか、コメントだけなのですけれども。支出なのですけれども、やはり入札者数が1者とか2者のものが多い。かつ費目の明細も非常に大ざっぱにしかこのレビューシートには書かれていなくて、これはちょっと余り好ましくないなと思っています。今回、公開プロセスの論点ではないので、余り議論すべき話ではないかもしれないですけれども、もう少し競争性を高める必要があるのと、あとは開示すべきものとして、雑役務費ピリオドではなくて、もう少し細かに書いていただかないとレビューのしようがないというところがあると思いますので、そこは次回お願いしたいなと思います。

○大臣官房長 ありがとうございます。

では、石堂先生、そろそろ取りまとめをお願いいたします。

○石堂先生 評価の結果といたしましては、「現状どおりでよろしいのではないか」というのが1名、「事業内容を一部改善する必要があるのではないか」というのが5名ということで、圧倒的に「事業内容の一部改善が必要」ということをごさいます。

ただ、その改善の内容といたしましては、ガイドラインとかいろいろ出した後の、それがどう進捗しているかという管理を強めるべきではないかということとか、あるいは策定する際に、自治体との双方向の情報交換のようなことが必要なのではないかというようなもの、それから、ちょっと大規模地震以外の対策についても、やはり全体計画的なものを

もって進めるべきでないかというような意見がございました。

また、今、上山先生からございましたように、事業の遂行に当たって、やはり競争性についても配慮すべきではないかという意見が挙がっております。

評価の結果は、先ほど言いましたように「一部改善」ということで、取りまとめコメントといたしましては、自治体との双方向の作業と、大綱計画づくりに反映させるべきでないか。また、大綱計画に基づく各省庁、地方公共団体施策の進捗管理について、内閣府のリーダーシップの強化について検討すべきでないかという形になっております。

以上です。

○大臣官房長 よろしゅうございますか。

よろしければ、以上で「地震対策等の推進に必要な経費」についての公開プロセスを終了させていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。